

光市緊急通報装置設置等業務公募型プロポーザル実施要領

光市緊急通報装置設置等業務は、ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、家庭内での事故等による通報に24時間365日対応するため、適切なアセスメントを行う専門知識を有するオペレーターを配置し、日常生活における見守り相談等を行う体制を整備することを目的とする。

本要領は、光市緊急通報装置設置等業務委託事業者の選定に当たり、必要な事項を定めるものとする。

1 業務概要

- (1) 業務名 光市緊急通報装置設置等業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 別紙「光市緊急通報装置設置等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成19年光市条例第18号）第2条の規定による長期継続契約）
- (4) 委託料の上限額 ※この額は予定価格ではない。

基本単価（固定電話型）

月額2,500円／1件（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

<内訳>

- ・業務委託料（別紙仕様書「6業務内容（1）～（9）」対象）
月額1,800円／1件（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- ・緊急通報装置機器レンタル料
月額700円／1件（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 候補者選定方法

本プロポーザルに参加する意向の申出をした者のうち3に掲げる参加資格要件を満たす者に対し、企画提案書について、仕様書に基づいた業務内容に関するプレゼンテーション・提出書類による審査を行い、候補者を選定する。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたときは、この限りでない。
- (3) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 地方公共団体が発注した本業務と同種の業務について、受託実績があり、令和7年4月1日時点で運用されていること。
- (6) 公示日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と関係を有していないこと。
- (8) 業務上知り得た情報の漏えいを防止するための社内規程・社内体制などの情報管理体制が整備されていること。

4 質問及び回答

質問がある場合は、質問書を提出すること。口頭による質問は受けない。

- (1) 質問方法 本業務について質問があるときは、質問書（様式第1号）を提出すること。
- (2) 提出期限 令和7年9月5日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出方法 件名を「光市緊急通報装置設置等業務委託質問書」として、電子メールにより次のメールアドレスに送付すること。
※質問書を送った際には、必ず高齢者支援課高齢福祉係に電話で受信確認すること。（0833-74-3012）
- (4) 提出先 光市福祉保健部 高齢者支援課 高齢福祉係
E-mail : koureisyasien@city.hikari.lg.jp
- (5) 回答方法 質問に対する回答は、市ホームページへ掲載する。

5 参加意向申出書の提出

- (1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出すること。ただし、令和7年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者については①及び④のみ提出するものとする。

- ①参加意向申出書（様式第2号）
- ②国税及び地方税の完納証明書（各税目に未納額がない証明）
- ③法人登記の登記簿謄本（直近のもの）
- ④個人情報の取扱いを定めた社内規定又はプライバシーマーク許諾証等の写し
- ⑤暴力団排除に関する誓約書（様式任意）

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和7年9月12日（金）午後5時（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

※電子メール、ファックスでの提出は受け付けない。

(5) 提出先

- ・ 郵送の場合 〒743-0011 光市光井二丁目2番1号
光市高齢者支援課高齢福祉係 宛
- ・ 持参の場合 光市高齢者支援課高齢福祉係
(光市総合福祉センター1階3番窓口)

6 応募辞退について

参加申請書を提出した者がプロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第3号）を令和7年9月17日（水）午後5時までに提出すること。

(1) 提出方法 項目5の提出方法と同じ

(2) 提出先 項目5の提出先と同じ

7 企画提案書等の提出

企画提案書及び必要書類を併せて提出すること。

(1) 提出書類

- ①企画提案書（様式第4号）
- ②直近2年分の貸借対照表と損益計算書
- ③有資格者（保健師、看護師等）の資格が確認できる資格者証の写し
- ④単価見積書（装置一式当たりの月額単価）

内訳：業務委託料（別紙仕様書「6業務内容」参照）

緊急通報装置機器レンタル料

(2) 提案書作成上の注意

- ・ 提案書は本要領及び仕様書の必要事項を満たすこと。
- ・ 提案内容は簡潔に概要を記載すること。なお、記載を補完するためのイラスト、イメージ図又は図面等を添付してもよい。ただし、用紙のサイズはA4とする。
- ・ 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- ・ 提案書の様式例をホームページ上に掲載する。ただし、これは「別添のとおり」と記入し、任意の様式で作成することを妨げるものではない。

- (3) 提出部数 7部（正本1部、副本6部）
- (4) 提出期限 令和7年9月26日（金）午後5時（必着）
- (5) 提出方法 項目5の提出方法に同じ
- (6) 提出先 項目5の提出先に同じ

8 プレゼンテーションの実施

- (1) 実施予定日
令和7年10月10日（金）※予定
※実施日のほか、実施場所や詳細な事項については、別途通知する。
- (2) 実施時間（予定）
プレゼンテーション（提案説明）30分、質疑応答15分
- (3) 実施者
1事業者当たり3人以内
- (4) その他
 - ・ プレゼンテーションの際にパソコンを使用する場合は、事前に連絡の上、各事業者で準備すること。なお、プロジェクターとスクリーンは光市で準備する。
 - ・ プレゼンテーションは、応募者が1者のみの場合でも実施する。

9 評価及び選定の方法

- (1) 評価の基準及び方法
市職員で組織する「光市緊急通報装置設置等業務公募型プロポーザル評価委員会」において、光市緊急通報装置設置等業務公募型プロポーザル評価基準に基づき、評価委員の点数の合計点数の最上位者（以下「最高得点者」という。）かつ標準点数（合計の60%）以上である事業者を優先交渉権者として選定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、最高得点者で最も低い提案額を提示した者を選定する。提案額が同額の場合においては、評価委員会の議決において選定する。

(2) 評価項目

項目	内容
事業所の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況 ・事業実績（契約自治体数、県内実績等）
緊急通報装置	<ul style="list-style-type: none"> ・装置の機能（高齢者・障害者への配慮及び工夫、固定電話を所有していない人への対応等） ・設置時の体制（利用者への取扱説明方法や工事等） ・撤去、故障等異常時の体制（撤去工事の対応、異常の検知及び対応体制等）
受信センターの体制	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制（職員数及び有資格者の配置状況等） ・職員研修の実施状況 ・回線数やシステムの保有状況 ・バックアップ体制（バックアップセンターの設置場所、設置数等）
受信センターの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報業務及び相談業務（緊急通報時の連絡体制及び対応、相談対応等） ・お伺い電話業務（定期的な実施、通話内容等） ・災害対応業務（情報伝達体制や安否確認方法等） ・駆け付け業務（駆け付け体制の充実度等） ・その他の取り組み（電話での対応が困難な方への対応や無応答時の対応など、工夫していること等）
個人情報の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の送付方法（安全性、効率性等） ・情報セキュリティ対策（データの管理方法、アクセス管理、セキュリティ管理体制等）
価格	<ul style="list-style-type: none"> ・提案額（より安価な金額で提案されているか）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・セールスポイント ・関係機関への説明会の実施 ・本市に対する有効な独自提案

(3) 選定又は非選定の通知

市は、各参加者に対し企画提案のプレゼンテーション実施後おおむね2週間以内に、文書により通知する。

(4) 評価結果の公開等

参加者は、市が受託者の商号又は名称を公表した日から起算して14日以内においては、評価結果の公表を請求することが出来るものとし、市は、請求を受けたときは、これを公開する。

ただし、参加者が、市が評価結果を公表した日から起算して15日以降において評価結果の公開を請求するときは、光市情報公開条例（平成16年光市条例第11号）によるものとする。

10 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、委託候補者の選定以外の目的で使用しない。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格として取り扱うものとし、評価の対象としない。
 - ・提出書類に虚偽の記載や、その他不正行為をした場合
 - ・会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
 - ・審査の公平性を害する行為があった場合
 - ・提案額が希望上限額を上回る場合（この場合は、申込締め切り後に通知する。）

11 参考

スケジュール

項目	日程
実施要領の公表、募集開始	令和7年8月25日（月）
質問受付期限	令和7年9月5日（金）午後5時
質問回答	令和7年9月10日（水）午後5時
参加意向申出書の提出期限	令和7年9月12日（金）午後5時
プレゼンテーション日程通知	令和7年9月19日（金）
企画提案書の提出期限	令和7年9月26日（金）午後5時
プレゼンテーション	令和7年10月10日（金）※予定
選定結果通知、公表	上記プレゼンテーション実施後、14日以内
契約の締結	令和8年4月1日（水）

様式第1号

年 月 日

光市長 芳岡 統 様

法人名及び 代表者職氏名	
連絡担当者	
連絡先 (電子メール)	

質 問 書

光市緊急通報装置設置等業務に関し、次の事項について質問します。

質問事項	内 容

※質問事項については、「〇〇〇について」等と記載してください。

※内容については、質問事項の内容をわかりやすく詳しく記載してください。

様式第 2 号

年 月 日

光市長 芳 岡 統 様

参加意向申出書

光市緊急通報装置設置等業務公募型プロポーザルについて、下記のとおり参加の希望を表明します。

なお、実施要領に掲げる参加資格要件をすべて満たすことを誓約します。

記

法人名及び 代表者名	フリガナ
住所又は所在地	〒
連絡担当者	フリガナ
	所属部署名 氏名
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	
提出書類 ・ 国税及び地方税の完納証明書 ・ 法人登記の登記簿謄本（直近のもの） ・ 個人情報の取扱いを定めた社内規定又はプライバシーマーク許諾証等の写し	

※代表者名は、選定された場合の契約者名と同一のこと。

様式第3号

年 月 日

光市長 芳岡 統 様

プロポーザル参加辞退届

光市緊急通報装置設置等業務公募型プロポーザルの参加を辞退します。

記

法人名及び 代表者名	フリガナ
住所又は所在地	〒
連絡担当者	フリガナ
	所属部署名 氏名
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
辞退理由	

様式第 4 号

年 月 日

光市長 芳 岡 統 様

住所又は所在地

法 人 名

代表者職氏名 (役職)
(氏名)

企画提案書

光市緊急通報装置設置等業務公募型プロポーザル実施要領及び光市緊急通報装置設置等業務委託仕様書に基づき、提案書及び添付書類を提出します。

なお、この提案書及び添付資料の記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

連絡担当者（提出書類等の内容に回答できる者）	
所属部署名	
担当者名	フリガナ
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

1 事業者概要

(1) 事業者概要		
法人名		
代表者職氏名		
設立年月日		
法人の沿革		
資本金		
従業員数	役員	
	正社員	
	その他	
本店所在地		
支店・営業所数		
本市を担当する 支店等の名称		
同所在地		
主な業務内容		

(2) 経営状況	
財務状況	(直近2年間の財務諸表を添付すること。)
その他特記事項	(その他、経営状況を判断するうえで必要な事項があれば記載、資料を添付すること。)
(3) 受託実績 (令和7年4月1日時点)	
ア 契約自治体数 (うち利用者数が本市と同規模(500人以上700人未満)の自治体数)	か所 (か所)
イ 全利用者数	人
ウ 県内実績の有無	有 ・ 無
エ 上記ウで「有」の場合、自治体名をすべて記載すること。	

2 緊急通報装置に関する提案

(1) 装置の機能について（高齢者・障害者への配慮及び工夫、固定電話を所有していない人への対応等）
(2) 設置時の体制について（利用者への取扱説明方法や工事等）
(3) 撤去、故障等異常時の体制について（撤去工事の対応、異常の検知及び対応体制等）

3 受信センターの体制に関する提案

受信センター設置場所	
(1) 職員体制について（職員数及び有資格者の配置状況等）	
(2) 職員研修の実施状況について	

(3) 回線数やシステムの保有状況について

(4) バックアップ体制について (バックアップセンターの設置場所、設置数等)

4 受信センターの対応に関する提案

(1) 緊急通報業務及び相談業務について (緊急通報時の連絡体制及び対応、相談対応等)

(2) お伺い電話業務について (定期的な実施、通話内容等)

(3) 災害対応業務について (情報伝達体制や安否確認方法等)

(4) 駆け付け業務について (駆け付け体制の充実度等)

(5) その他の取り組み (電話での対応が困難な方への対応や無応答時の対応など、工夫していること等)

5 個人情報の管理に関する提案

(1) 個人情報の送付方法について (安全性、効率性等)

(2) 情報セキュリティ対策について (データの管理方法、アクセス管理、セキュリティ管理体制等)

6 提案価格

月額基本単価（固定電話型） 消費税及び地方消費税相当額を除く。 ※下記①、②の合計金額	円
① 業務委託料 （別紙仕様書6 業務内容（1）～（9））	円
② 緊急通報装置機器レンタル料	円
上記金額が分かるように見積書を1部添付すること。	

7 その他事項に関する提案

(1) セールスポイントについて
(2) 関係機関への説明会の実施について
(3) 本市に対する有効な独自提案について